

中野市マルシェ開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産者及び事業者同士の交流の場を創出し、市内のにぎわいと地域の活性化を図るため、マルシェ開催事業に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マルシェ 5以上の者が出店して開催する即売会をいう。
- (2) 運営者 市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人又は団体であって、マルシェを運営するものをいう。
- (3) 出店者 マルシェに出店し、物品等の販売を行う者をいう。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、来場者の増加とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、マルシェの開催に係る事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 出店者の半数以上が市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人又は団体が開催する事業であること。
- (2) 市内の公共施設で開催する事業又は市長が必要と認めて開催する事業であること。
- (3) 不特定多数の者が自由に参加できるマルシェとすること。

(補助事業者)

第5条 補助金の交付の対象となるものは、マルシェの運営者とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金の交付対象となるものは除く。

- 2 補助金の額は、前項に規定する経費の10分の10以内とし、30万円を限度とする。
- 3 補助金の交付は、同一運営者に対し同一年度内1回に限る。

(補助金交付の申請)

第7条 規則第3条の申請書は、中野市マルシェ開催事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 出店者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業の変更等)

第8条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市マルシェ開催事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更
(申請の取下げ)

第9条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に定める通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第10条の実績報告書は、中野市マルシェ開催事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算(見込)書
- (3) 経費の支払を証する書類
- (4) 事業の実施状況を確認できる書類
(補助金交付の請求)

第11条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市マルシェ開催事業補助金交付(概算払)請求書(様式第4号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和4年3月28日告示第58号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日告示第68号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

補助対象経費	内容
1 広報経費	(1) ポスター、チラシ、案内看板、のぼり旗等の作成費及び印刷費 (2) ホームページ等の作成費 (3) イベント告知のための広告掲載等に係る経費
2 会場関係経費	(1) 会場及び会場に備えられた器具等の使用に係る経費 (2) 会場、販売ブース、照明等設営及び会場の装飾等に係る経費 (3) 会場の警備に係る経費
3 その他経費	その他事業の実施に係る経費として市長が必要と認めるもの